

1. 基本的な心得

- (1) 意欲的な学習を継続する態度を養うことにつとめる。
- (2) 公正で、自主的な生活習慣を確立することにつとめる。
- (3) 集団生活の規律、秩序を守り、校風の高揚につとめる。
- (4) 礼儀を正しくして品格を高めるとともに、互いに人格を尊重して、明るい社会人としての素養を身につけることにつとめる。
- (5) 清潔で端正な服装に心がけ、高校生としての品性を培うことにつとめる。
- (6) 校舎、校具等公共物を愛護し、環境の美化につとめる。
- (7) いじめを根絶するため利他の心を大切にし、互いを尊重することにつとめる。
- (8) 健康保持に留意し、規則的な生活設計をたて、余暇の善用につとめる。
- (9) 部活動等に積極的に参加し、知識、技能を磨き体力の向上につとめる。
- (10) 粗暴な言動や軽率な行動をつつしみ、安全を第一と考え、遵法の本質に徹し、社会の模範となるようつとめる。

2. 校内生活

(1) 登下校時刻・日課表

	登校時刻	始業時刻	下校時刻	
			原則	最終
通年	8時40分	8時50分	18時30分	19時30分

●18時30分を超えて活動する際には必ず教員の付添を必要とする。

定期考査日課表

S HR	8:40～8:45
1 限予鈴	8:55
1 限	9:00～9:50
2 限予鈴	10:00
2 限	10:05～10:55
3 限予鈴	11:05
3 限	11:10～12:00

各時間の予鈴で着席すること

日課表

月 火 木 金		水	
時限	時刻	時限	時刻
S HR	8:40～8:45	S HR	8:40～8:45
1 限	8:50～9:45	1 限	8:50～9:45
2 限	9:55～10:50	2 限	9:55～10:50
3 限	11:00～11:55	3 限	11:00～11:55
昼休み	11:55～12:30	昼休み	11:55～12:30
4 限	12:30～13:25	4 限	12:30～13:25
5 限	13:35～14:30	5 限	13:35～14:25
6 限	14:40～15:35	6 限	14:35～15:25
掃除	15:45～		

- (2) 始業合図で直ちに入室着席し、授業の準備を整えること。
- (3) 自習時間は指示された教室で静かに学習し、他の教室の授業の妨げにならないよう心がけること。
- (4) 登校後は無断で校外に出るはならない。やむを得ない事情がある時は許可を受けること。
- (5) 校舎内外の清潔、整頓に心がけ、担当地区の清掃は責任を持って行うこと。
- (6) 貴重品の管理について留意し、必要な場合は関係の教員に保管を依頼すること。
- (7) 危険をとまなうおそれのある実験や作業等は、必ず教員の指導のもとで行うこと。

- (8) 学習に不必要な物品を持参したり所持したりしないこと。
- (9) 校内での火気使用は原則として禁止する。
- (10) 校内では、携帯電話・スマートフォン等は電源を切るか、バイブレーション機能をオフとしたマナーモードに設定し、カバンの中にしまい使用は禁止とする。ただし、教員の指示がある場合や緊急的に使用を必要とする場合に教職員の許可を得た場合は使用を認める。

3. 校外生活

- (1) 校内外を問わず飲酒、喫煙、暴力や他人に迷惑をかける行為は絶対にしてはならない。またこれに類似する行為（電子たばこやノンアルコール飲料）も禁止とする。
- (2) 外出の際は必ず行先、目的、帰宅時刻等を保護者に告げ、了解を得ること。また、友人宅といえども外泊は避けること。
- (3) 夜間の単独外出はしないこと。

4. 交通安全

- (1) 通学の際は、交通法規を守り、常に安全に留意すること。
- (2) 自動二輪車及び普通自動車を運転すること、ならびに許可なく運転免許を取得することを禁止する。
- (3) 原動機付き自転車の運転、ならびに運転免許の取得については、本校の定める通学状況に関する条件を満たす場合に許可する。希望する生徒は、担任を通じて生徒指導部に届け出をし、校長の許可を受けること。
- (4) 自転車通学は許可された者に限る。自転車は登録標識をつけ、所定の場所へ必ず施錠して置くこと。
- (5) バス、電車等を利用する生徒は、乗り降りに際し、よく礼儀をわきまえ、粗暴な態度があってはならない。
- (6) 自転車通学者は次の事項を必ず守ること。
 - ア. 二人乗りは絶対しない。
 - イ. 雨天時傘をさして乗らない。
 - ウ. 雨天時に自転車を使用する場合は、カッパを着用すること。
(視認力の低下・雨衣フードによる聴力低下に注意)
 - エ. 携帯電話・スマートフォン等を使用しながらの運転、イヤホンをして、音楽プレーヤーなどを聞きながらの運転はしない。
 - オ. 夜間無灯火で走行しない。
 - カ. 交通標識の確認、「並進可」標識以外の所では、並進は絶対しない。
 - キ. いつも時間的余裕をもって利用すること。

5. 服装・頭髪

- (1) 制服は本校が指定したものとし、変形は認めない。
- (2) 制服着用について
 - ア. 1年を通して以下のいずれかの制服を着用すること。
 - 1. ブレザー、長袖カッター、ネクタイ
 - 2. 長袖カッター、ネクタイ
 - 3. 半袖カッター（ネクタイ不可）
 - イ. 校章はブレザーの左襟につける。
 - ウ. 式典については原則ブレザーを着用すること。
 - エ. 休日・長期休業中の登下校時の服装は制服が原則であるが、部活動のために登校する場合に限り、体育の服装または部で定めた服装でもよい。
- (3) 防寒着は通年で以下の通り着用することができる。
 - ア. 無地で黒・白・茶・グレー系統のVネックセーター等を着用してもよい。ただし、ネクタイが必ず見えること。及びブレザーより大きくはみでることのないように注意すること。
 - イ. 登下校時において通学に適した防寒具（コート等）を着用してもよい。ただし、校舎内では着用しないこと。
- (4) 頭髪は、みだりに流行を追うことなく、常に端正、清潔にしなければならない。また、染色・パーマ等人工的変形は禁止する。

- (5) 校舎内では、指定の上履きを使用すること。
- (6) 体育館シューズは、指定のものを使用すること。
- (7) ソックスは白・黒・グレー系統とする。ストッキング及びタイツは無地のベージュ・黒・濃紺のものとする。

6. 届出事項（下記の(1)～(4)の諸届は生徒手帳の所定欄を用いること）

欠席・遅刻・早退する時は、あらかじめ保護者からその旨を学校に連絡すること。（体調不良による早退の場合を除く）。

(1) 欠席届

出席後速やかに担任に届け出ること。一週間以上にわたる時は医師の診断書を添えること。

(2) 忌引届

近親者の喪に服するときは、次の規定によって担任に届け出ること。

ア. 父母（養父母を含む） 7日以内

イ. 血族祖父母及び兄弟姉妹 3日以内

(3) 遅刻届

遅刻をした時は、生徒指導部で手続きをとり、教科担任に入室許可証を提示して教室に入る。その後、休み時間等に担任に届け出ること。

(4) 早退届

早退をする時は、担任の許可を受けた後、生徒指導部で手続きをとり、帰宅後保護者の押印を受けること。ただし、病気早退の場合は保健室を経由すること。

(5) 改姓届、住所変更届（用紙は事務室）

名前、住所等に変更が生じた時は、担任を経て事務室に届け出ること。

(6) 校具等破損届（用紙は事務室）

校舎、校具等を破損した時は、直ちに関係の教員に届け出るとともに、生徒指導部を経て事務室に届け出ること（事情により弁償の責を負うこともある）。

(7) 校外での事故、違反届（用紙は生徒指導部）

校外で事故、違反をしたとき、または補導を受けた時は、すみやかに担任を通じて生徒指導部へ届け出ること。

(8) その他

ア. 感染症にかかった場合、家族または近隣で感染症が発生した場合は、担任を通じて保健室へ届け出ること。

イ. 風水害、その他の非常災害を受けた時は、担任に届け出ること。

ウ. 盗難や暴力行為等の被害を受けた時は、すみやかに担任・生徒指導部に届け出ること。

エ. 校内及び登下校の際の事故による負傷については、すみやかに担任及び保健室・生徒指導部へ届け出ること。

7. 願出事項

(1) 自転車通学願

通学に自転車を使用する場合は、担任を経て生徒指導部へ許可願を提出すること。

(2) 異装願

規定以外の服装をする必要が生じた時は、担任を経て生徒指導部の許可を受けること。

(3) 外出願

外出をする時は、担任の許可を受けた後に、生徒指導部へ届け、許可を受けてから外出すること。なお、帰校したら直ちに生徒指導部及び担任に報告すること。

(4) アルバイト願

原則として禁止するが、特別の事情によりやむを得ずアルバイトをしなければならない者は、保護者から担任を経て願い出るとともに、生徒指導部の許可を受けること。

(5) 各種証明書の交付手続

ア. 在学中は必要とする前日までに事務室に申し出て翌日受領すること。

イ. 交付願出の時間 平日は午前8時20分から午後4時50分まで。

休日は交付事務は行わない。

(注) 在学中は証明手数料不要。ただし卒業後は1通につき所定の手数料を収入証紙で納付する。

ウ. 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割） 100km 以上の J R 等を利用して旅行するもので、使用する 1 週間前までに担任及び生徒指導部または進路指導部の許可を得てから事務室に提出し翌日事務室にて受領すること。

エ. 生徒証明書は卒業退学等によって学籍を失ったときは直ちに発行者に返さなければならない。

オ. 転退学、休学、復学 転学、退学、休学、復学をしようとする者は担任にその旨申し出て所要の手続きをとらなければならない。休学については次に定めるところによる。

病気またはやむを得ない事故のため 3 ヶ月以上引き続いて欠席を必要とする場合は校長の許可を得て休学することができる。ただし病気の場合は医師の診断書を必要とする。

休学は引き続き満 1 ヶ年以上にわたることは出来ない。（ただし校長が必要と認めた時は延長することが出来る）復学を希望するときは事由により相当学年に編入が許可される。

(6) その他

ア. 校内に掲示したい時は、生徒指導部の認印を受け、所定の場所に掲示すること。この場合、期間は原則として 10 日以内とする。

イ. 校内で印刷物を配布する場合、あるいは募金をする場合には、担任または顧問、生徒指導部を経て校長の許可を得ること。

8. 暴風警報・特別警報発令時の登下校と授業

(1) 登校する時点で、自宅から学校までの途上に暴風警報・特別警報が発令されている場合、生徒は登校せず自宅待機とする。

(2) 午前 11 時までに暴風警報・特別警報が解除された場合は、当日の授業の用意をして登校する。当日が考査の場合、時間をずらして考査が行われる予定である。ただし、生徒は登校途上の安全が確保されない場合は登校してはならない。（登校できない理由を学校に報告すること。）したがって、出席状況によっては考査の実施について予定を変更し、その曜日の授業を行うことがある。

(3) 午前 11 時までに暴風警報・特別警報が解除されない場合は、授業は中止、休校とする。その日が考査の場合は、その日の試験は順延ではなく、考査最終日の次の日に実施する。（最終日が金曜日の場合は、翌週最初の登校日。）

(4) 自宅を出る時点では暴風警報・特別警報が発令されておらず、登校途中でその発令を知った場合、生徒は安全を確保しながら直ちに帰宅し、自宅待機をする。その後の対応は上記のとおりとする。

届についての一覧表

届出事項	項目	様式	手続
(1) 欠席届 (2) 忌引届 (3) 遅刻届 (4) 早退届 (体調不良による早退) (5) 改姓・住所変更届 (6) 校具等破損届 (7) 校外での事故、違反届 (8) その他 ア. 感染症 イ. 非常災害 ウ. 被害 エ. 負傷		生徒手帳	保護者→担任
		〃	保護者→担任
		〃	生指→(教科担任)→担任
		〃	担任→生指→保護者
		〃	保健→担任→生指→保護者
		所定文書	担任→事務
		〃	関係教員→生指→事務
		〃	担任→生指
			担任→保健
			担任
			担任→生指
			担任→保健→生指

願についての一覧表

願出事項	項目	様式	手続
(1) 自転車通学願 (2) 異装願 (3) 外出願 (4) アルバイト願		所定文書	担任→生指
		〃	担任→生指
		〃	担任→生指
		〃	担任→生指

(5)学割（証明書等）交付願	〃	担任→生指または進路→事務
(6)その他	認印	担任・顧問→生指
ア. 掲示類	〃	担任・顧問→生指
イ. 印刷物配布	〃	担任・顧問→生指
ウ. 募金	〃	担任・顧問→生指

学習上の心得

1. 単位について

高校では決められた各科目の単位を修得した後、2年生・3年生への進級と卒業が認められる。高校を卒業するためには、74単位以上を修得しなければならない。ただし、各学年で修得すべき単位数に満たない場合は、次の学年に進級できない。授業に出席し、正しい学習態度で学校生活を送るようつとめること。

2. 授業について

気を引きしめ、十分な予習をして授業にのぞみ、帰宅後は必ず復習をする習慣を身につけること。教室での授業はクラスの全生徒が落ち着いた真剣な雰囲気になっていないと効果が上らないので、次のことを守ること。

- ア. 開始のチャイムが鳴ったら直ちに自分の席につき、静かに教員を待つ。
- イ. 開始と終了の際は、室長の「起立」「礼」の指示で教員に挨拶をする。
- ウ. 指示のないかぎり、終了のチャイムが鳴るまでは決して教室を出ない。
- エ. 教科書、ノートなど持ち物には必ず記名しておく。

3. 考査について

平常の学習状況进行评估し指導するために、1年間に5回の定期考査が行われる。その1週間前には時間割が発表されるので、計画的に学習して、日常の努力の成果を十分に示すことができるよう心がけること。次に注意すべき点を列記するから十分心得ておくこと。

- ア. 考査時間割の発表の日から終了まで部活動の練習は原則として禁止。
- イ. 考査の時、座席は出席番号順とし、鞆・本などはロッカーにおく。また机の中には何も入れないこと。
- ウ. 監督者がやむを得ないと認める場合を除いて、試験時間中の退場は認めない。
- エ. 不正な行為をした場合は、0点になる。
- オ. 病気など正当な理由で欠席し、手続きをした者は、追考査を受けることができる。
- カ. 受験教室には携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチなどの電子機器は電源をオフにし、持ち込まないこと。